

# 地震動の過小評価は許せません！

## 1・29 院内集会 政府交渉



### 【今日の予定】

- ◆院内集会 14:00～15:40
  - ・交渉のポイントの説明と議論 / ・各地からのアピール
- ◆政府交渉 15:50～17:20
  - ・地震動の過小評価は許せません！団体署名提出
  - ・質問書にそって交渉 テーマは4つ
    - ・基準地震動 武村式での再評価を求める
    - ・重大事故対策 水素爆発の可能性について
    - ・重大事故対策 炉心溶融時の格納容器破損の可能性について
    - ・防災計画 重大事故時の避難措置等について
- ◆記者質問・意見交換 17:30～18:00

### 呼びかけ＜再稼働審査中の原発現地と関西・首都圏の市民団体22団体＞

反原発・かごしまネット / 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 / プルサーマルと佐賀県の100年を考える会 / 原発さよなら四国ネットワーク / 島根原子力発電所3号機の運転をやめさせる訴訟の会 / 島根原発増設反対運動 / 原発設置反対小浜市民の会 / プルサーマルを心配するふつうの若狭の民の会 / 柏崎刈羽原発反対地元3団体 / 原発からいのちとふるさとを守る新潟県民の会 / Aasha project / バクレルフリー北海道 / Shut 泊 / 脱原発をめざす女たちの会・北海道 / 市民自治を造る会 / おおい原発止めよう裁判の会 / グリーン・アクション / 美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会(美浜の会) / 国際環境 NGO FoE Japan / 原発を考える品川の女たち / 福島老朽原発を考える会(フクロウの会) / 原子力規制を監視する市民の会

2014年1月29日 参議院議員会館 101号室

# 1. 基準地震動の策定が過小評価になっていることについて

## (1) 入倉式と武村式という二重基準になっている事実について

大飯原発のF o A-F o B断層を例にとって質問する。

F o A-F o B断層は津波の波源として評価され、同時に基準地震動評価の基にもなっており、その評価結果は以下になっている。

	基準津波評価(A) [武村式]	基準地震動の基となる 断層モデル評価(B) [入倉・三宅式]	A/B
断層・長さL/面積S	35km/525 km <sup>2</sup>	35.3km/494.2 km <sup>2</sup>	
すべり量D	2.91m	0.786m	3.70
地震モーメントMo	5.35・10 <sup>19</sup> N・m	1.36・10 <sup>19</sup> N・m	3.93

(注：D=Mo/(μS), 剛性率：μ=3.5・10<sup>10</sup> N/m<sup>2</sup> ; N・m=10<sup>7</sup> dyne・cm)

(a) このように、同じ断層でありながら、津波と基準地震動では、すべり量や地震モーメント評価に大きな違いがある。この事実を確認すること。

(b) すべり量は地震モーメントに比例しており、地震モーメントの違いは津波波源では武村式を使い、基準地震動評価では入倉・三宅式を使っていることに由来している。このことを確認すること。

### 資料 1-1 津波波源と基準地震動に共通な断層の例：F o A-F o B断層

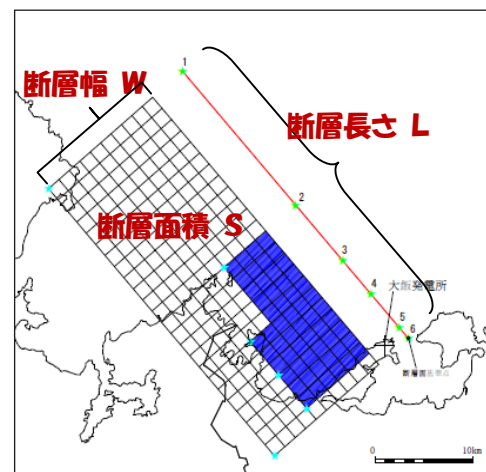
2013. 9. 18 審査会資料 1-4  
大飯発電所基準津波について 10 頁

断層名	断層長さ (km)	走向 【傾斜方向】 (°)	モーメント マグニチュード Mw	すべり量 (m)
FO-A~ FO-B断層	35	①139.02 【西】	7.09	2.91



#### FO-A~FO-B断層のパラメータ(基本ケース)

断層パラメータ	パラメータ	設定方法
断層長さL(km)	35.3	断層位置から計算
断層傾斜角(°)	90	調査結果に基づき設定
断層上端深さ(km)	4	微小地震の発生及び地下構造を参考に設定
断層下端深さ(km)	18	
断層幅W(km)	14	地震発生層と傾斜角から設定
断層面積S(km <sup>2</sup> )	494.2	断層面より算定
破壊伝播様式	同心円状	—
地震モーメントM <sub>0</sub> (Nm)	1.36×10 <sup>19</sup>	M <sub>0</sub> ={S/(4.24×10 <sup>-11</sup> )} <sup>2.0</sup>
剛性率(N/m <sup>2</sup> )	3.5×10 <sup>10</sup>	μ=ρβ <sup>2</sup> , ρ=2.7g/cm <sup>3</sup> , β=3.6km/s
平均すべり量D(cm)	78.6	D=M <sub>0</sub> /(μS)
平均応力降下量Δσ(MPa)	3.0	Δσ=(7π <sup>1.5</sup> /16)(M <sub>0</sub> /S <sup>1.5</sup> )



※ 傾斜角90°の断層面は、傾斜角0°として図示している。  
★：破壊開始点  
i) 断層配置図

## (2) 昨年12月18日の大飯3・4号の再稼働審査会合について

(a) 大飯3・4号の基準地震動が問題になった際、規制庁の地震・津波担当の小林管理官は、上記表の津波に関するすべり量2.91mをとりあげて、基準地震動評価でもこの値を適用すべきだと発言している。これは事実上、入倉式でなく武村式を基準地震動評価にも適合すべきだとの趣旨になる。このことを確認すること。

(b) 島崎委員は同審査会合において地震も津波も源は同じだと強調し、また8月21日の伊方3号の審査会合においても「本来の地震は共通」だと発言している（8月21日議事録38頁）。このことを確認すること。

### 資料1-2a

#### 12月18日審査会での規制庁地震・津波担当・小林管理官と島崎委員の発言（テープ起こし）

○規制庁 小林・管理官：「私の方から質問というか、コメントさせていただきますと、以前これは海域の活断層の方で、いわゆる地殻変動量、これを求めているんですね。これは、9月18日の審査会合の資料で求めているんですけど。今回、この地震動評価、言ってみれば統計的グリーン関数法と理論的手法、これを用いているということなので、やっぱり、それに用いるそのパラメータっていいですかですね、これはやっぱりより確からしいものを使うべきだと私は思ってます。海域活断層の時に地殻変動量をせっかく求めていただいて、当時、具体的数字を申し上げますと、すべり量2.91mという数字が出ているんですね。こういった数値を今まさに入れ込んで、敷地に近いところでこれをずらして地震動の評価をするということも、やっぱり、よりやっぱり確からしいものにするためにも、こういったパラメータを使って、私は評価を一例としてやるべきじゃないかというふうに考えておりますので、一つ、その辺の考えを聞かせていただきたいと思ひます。」

○小林・管理官：「統計的手法とか理論的手法、こういったものを使うからには、やっぱり想定の部分が多いんですよ。だから、これせっかくね、以前、津波の方のモデルでこういう数値を出しているわけですから、こういったパラメータを使って、敷地の地殻をずらして評価するって一つの手法があり得るんじゃないですか？」

○小林・管理官：「より確からしい数値を求めているわけですから、そういう数値を使って、まさに評価してみるというのも一つの方法じゃないんですか？」

島崎委員：「ちょっと反論しないといけないと思うんですけども。震源は同一なんですよ。ですから、地震波でこの震源を使ったならば津波で使わないという理由はあり得ないんじゃないですか。やはり、震源は同一なんで。ほかの電力さんにも言ってますけども、同じことを考えるべきだと思います。津波はそんなに高くないと思いますが、震源としては同じものを扱っているのであって、さらに言いますと、それが一つです、それは、是非そのように同じ震源であるという認識に立っていただきたいと思ひますが。」

### 資料1-2b 2013.8.21 審査会合 伊方3号 議事録37～38頁 島崎発言

○島崎委員 何か話がちょっと気になる方向へ来たんですけども、震源モデルっていうのは地震を発生させる震源でもありますし、津波も発生させる震源なんで、もちろん周期を見る所が違いますから、それは考えないといけないけれども、ある程度、コンシステントなものをやはりお考えいただかないと、と思うんですが、いかがですか、その点は。

○今までの評価指標がまるっきり、津波はこの手法、地震はこの手法って分かれてますけれども本来の地震

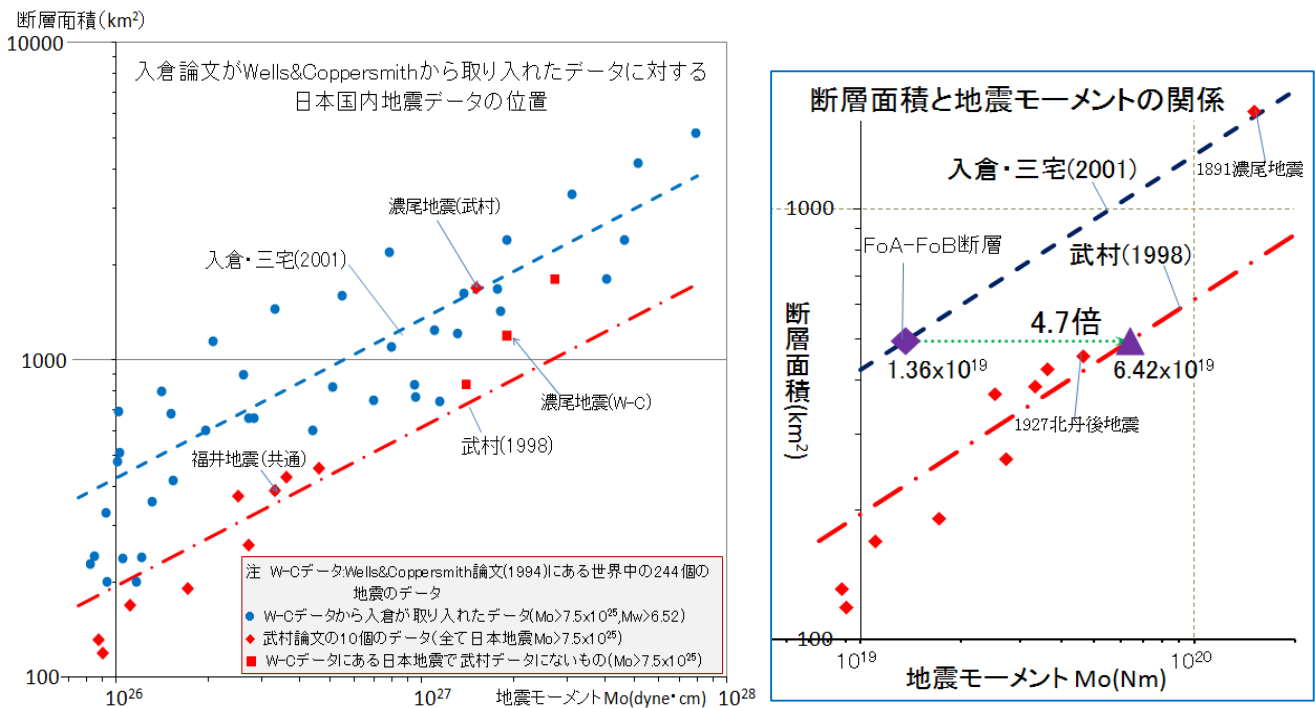
は共通なものですので、それやはり近づける方向が望ましいと思いますので、その点で御検討もよろしくお願ひします。

### (3) 武村式の特性の確認

(a) 入倉式が世界中の地震データの最適値（ある種の平均値）として導かれたのに対し、武村式は日本国内だけの地震データの最適値として導かれている。このことを確認すること。

(b) 上記表 (A) 欄の地震モーメントは断層長  $L$  を用いる武村式で導かれている。断層面積  $S$  を用いる武村式で地震モーメントを評価すれば、現行の入倉式による評価値の 4.7 倍になるのではないか。

#### 資料 1-3 武村式を適用すべき根拠 武村式は日本の地震の特性を反映



#### ◆入倉・三宅論文 (2001) の記述 (p. 859)

武村式では他に比べて小さい断層面積を与える (大きい地震モーメントを与える) 理由:

「この理由は断層長さ  $L$  と地震モーメントに関する Shimazaki (1986) の関係式と同様、断層長さや幅を求めるときの定義の違いかあるいは日本周辺の地震の地域性によるものか、今後の検討が必要とされる。断層面積が与えられたとき、武村 (1998) の式による地震モーメントは他の関係式に比べて約 2 倍程度大きく推定され、安全サイドの評価となる」。

### (4) 福島原発事故を踏まえて、武村式で基準地震動を再評価すること

(a) 福島原発事故を起こした要因は地震と津波だった。それほど重要な問題が二重の基準で扱われている。基準地震動を評価するのに、なぜ武村式を適用するよう指示しないのか。

(b) 基準地震動を武村式で評価し直せば、現行の耐震安全性は成り立たないのではないかと。

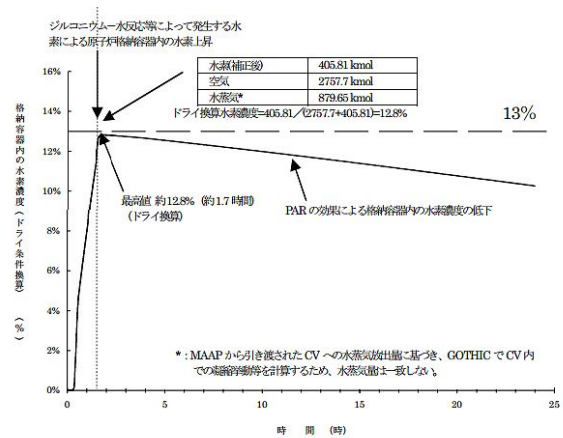
## 2. 重大事故等対策の有効性評価のうち「水素燃焼」について

### (1) 水素爆轟（ばくごう）の可能性について

新規制基準は、重大事故（大 LOCA+ECCS 注入失敗）において水素爆発による格納容器の破損を防止するため、爆轟の基準を水素濃度 13%とした上で、格納容器内で水素爆轟が生じることを禁じている。さらに、可燃ガスの燃焼が生じた場合も、格納容器にかかる圧力が限界圧力を下回ることを要求している。

電力事業者の申請書では、重大事故時の水素発生量が 13%に肉薄（大飯原発や玄海原発では 12.8%）している。一方で解析には不確かさがあることは、更田委員も電力事業者も認めている。電力事業者は、ガイドラインで規定された水素発生量（炉心の 75%：米国の規定も同様）が保守的であるので問題はないと主張しているが、解析の不確かさを不問にする根拠にはならない。（図は関電提出資料より）

解析では、水素濃度が急上昇した後、水素再結合装置が機能して徐々に低下することになっているが、水素再結合装置が有効に機能しない可能性や、逆に水素爆轟を誘発するおそれもある。水素爆轟の発生を確実に防止することはできず、規制基準を満たしていないとすべきである。



第4図 格納容器内の水素濃度の推移 (GOTHIC)

(1) 大飯原発や玄海原発では、事業者から格納容器内の水素濃度が 12.8%にまで上昇する解析が出ているが、MAAP など解析コードの不確かさや水素再結合装置の信頼性を考慮した場合に、水素爆轟（ばくごう）の条件である 13%を超える可能性があるのではないかと。

### 資料 2-2 新規制基準 第三十七条 2 項 解釈

#### 新規制基準 第三十七条 2 項 解釈

2 の 2 「格納容器破損及び放射性物質の異常放出を防止するために必要な措置を講じたもの」とは、次に掲げる要件を満たすものであること。

(a) 想定する格納容器破損モードに対して、格納容器の破損を防止し、かつ、放射性物質が異常な水準で敷地外への放出されることを防止する対策に有効性があることを確認する。

2 の 3 「有効性があることを確認する」とは、想定する格納容器破損モードに対して、以下の評価項目を概ね満足することを確認することをいう。

(a) 格納容器バウンダリにかかる圧力は、最高使用圧力又は限界圧力を下回ること

(f) 格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること

(g) 可燃性ガスの蓄積、燃焼が生じた場合においても、(a) の要件を満足すること

2 の 5 第 2 の 3 項 (f) の「格納容器が破損する可能性のある水素の爆轟を防止すること」とは、以下の要件を満たすこと。

(a) 格納容器内の水素濃度がドライ条件に換算して 13vol%以下又は酸素濃度が 5vol%以下であること

### 資料 2-3 10 月 8 日第 29 回適合性審査会合議事録より 更田委員と関西電力浦田氏の発言

○更田委員「これだけ不確かさの大きなシーケンスを追っているときに、一例を捉えて 13%に達しないという結論が得られましたと言われても」

○関西電力（浦田）「確かに、おっしゃるように、非常に不確定性の大きな事象になっております。それは十分承知をしております、一つのツールとして MAAP を使った解析の結果、13%に至ることはなかったということで、すべての蓋然性をもってそれが担保されるというつもりはございません。ただし、これはガイドライン上の要求でもあります、実際の挙動、もちろん MAAP ベースの挙動解析で、それに対して非常に大きな保守性を持たせた水素解析をした結果ということで、ある程度蓋然性を持たせられるのではないかというのが我々の見解でございます」

### 資料 2-4 九州電力玄海 3・4 号機 重大事故等対策の有効性評価 成立性確認 (31 回資料)

<解析結果についての注意書き>

—MAAP コードは、大破断 LOCA 時の事象初期の流動変化が激しい状況での適用性が低い。一方、GOTHIC コードは MAAP コードの出力を入力して計算しているため、事象初期の流動変化の激しい機関の予測に達していない。

### 資料 2-5 国会事故調報告書「東電による事故解析コード「MAAP」による解析の実態」より

—東電の解析結果では、原子炉压力容器及び格納容器の両者に共通して見られる圧力変化のパルスの挙動は無視され、なだらかに減少する圧力変化が与えられている。このような圧力曲線では、原子炉压力容器や格納容器、原子炉建屋への放射能を含む大量の蒸気の流出現象も全く予測されない。また、原子炉压力容器における大量の蒸気発生も見えなくなっている。

#### (2) クロスチェック解析について

少なくとも JNES による他の解析コードを用いて再評価する「クロスチェック解析」が必要だがこれすら行われていない。

(2) 解析コードを変えてのクロスチェック解析は実施しないのか。

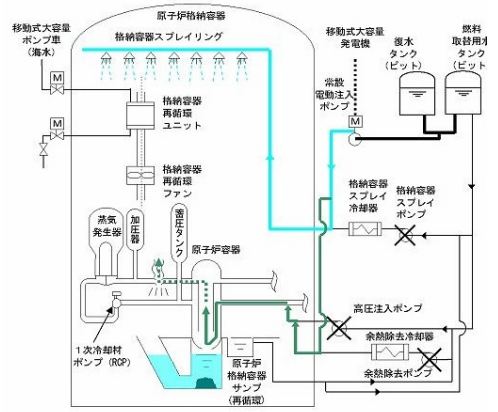
#### (3) 「爆燃」について検討していない

電力事業者は、格納容器内の全体燃焼について、燃焼後の圧力が格納容器の限界圧力以下であることを示している。燃焼前 0.11Mpa→燃焼後 0.5Mpa、それでも限界圧力 (0.78Mpa) 以下だから問題ないという結論になっている。しかし、これは、燃焼前後の分子量の比とエネルギー保存から、静的に解析したものにすぎない。水素濃度が 4%を超えると生じるとされる爆轟でない爆発 (爆燃) については検討していない。

(3) 少なくとも爆轟に至らない爆発的な燃焼 (爆燃) については、発生を前提とすべきではないか。その場合に、爆発による影響について、動的な評価・検討は実施しないのか。新規制基準はどのように要求しているのか。

### 3. 重大事故対策の有効性評価のうち「格納容器破損防止対策」について

審査中のPWR電力各社の重大事故シナリオ（大破断L O C A + E C C S 注入失敗+格納容器スプレイ失敗）では、炉心溶融が始まれば、压力容器へ注水することなく、格納容器スプレイに切り替え、全溶融燃料が格納容器下部に落下することになっている。



#### (1) 压力容器への注水について

(1) この事故シナリオは、下記の審査基準 (※) 1. 8 の解釈 1 (2) の「a) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉压力容器へ注水する手順等を整備すること」に違反しているのではないか。

(※) 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」

#### 資料 3-1 審査基準 1.8 【要求事項】【解釈】

#### 1. 8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等

##### 【要求事項】

発電用原子炉設置者において、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。

##### 【解釈】

1 「溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。

なお、原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却は、溶融炉心・コンクリート相互作用 (MCCI) を抑制すること及び溶融炉心が拡がり原子炉格納容器バウンダリに接触することを防止するために行われるものである。

##### (1) 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却

a) 炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器下部注水設備により、原子炉格納容器の破損を防止するために必要な手順等を整備すること。

##### (2) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止

a) 溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉压力容器へ注水する手順等を整備すること。

#### (2) 避難はいつからか

(2) 電力各社のこの重大事故シナリオの場合、炉心溶融の開始は事故から約 20 分後となっている。メルトスルーは約 90 分後に始まる。原子力災害対策指針に基づけば、PAZ (5 km 圏内) 及び UPZ (30 km 圏内) 住民の「避難の準備」と「避難の開始」は、事故発生からそれぞれいつ始まるのか。

	避難の準備	避難の実施
PAZ（5km圏内の住民）		
UPZ（30km圏内の住民）		

### 資料 3-2 各原発の炉心溶融開始時間など 電力会社の資料より

	炉心溶融開始 （メルトダウン開始）	圧力容器破損 （メルトスルー開始）	全溶融燃料流出
大飯3・4号	約21分	約1.4時間	約2.5時間
玄海3・4号	約22分	約1.4時間	約2.6時間
泊3号	約19分	約1.5時間	（流出停止約3.4時間）
伊方3号	約19分	約1.5時間	約3.4時間
川内1・2号	約19分	約1.5時間	約3.4時間
島根2号	燃料棒下端から20%上の位置に水位がくるのに約1時間 底が抜けてすべてが落ちるのに約5時間半		

## 4. 避難計画について

### （1）国が関与している広域避難計画はいつまとまるのか

（1）各地の広域避難計画（他府県への避難）は多くの困難（移動手段・避難道路・スクリーニングの場所等々）があり具体的な計画はまだ策定されていない。広域避難については、「国が積極的・主体的に関与し、・・複数の道府県間の調整等を行う」ため、「広域的な避難防災に関する協議会」（※2）を設置しており、最終的にはこの協議会で避難計画が確定されることになっている。

（※2）広域的な地域防災に関する協議会について 平成24年12月19日 内閣府原子力災害対策担当

対象となっている、①福井県内の各原発、②玄海原発、③島根原発、④志賀原発、⑤伊方原発について、それぞれ広域避難計画はいつまとまるのか。

### 資料 4-1 広域避難について「国が積極的・主体的に関与」「複数の道府県間の調整等を行う」

#### 広域的な地域防災に関する協議会について

平成24年12月19日  
内閣府原子力災害対策担当 **資料 7**

- 平成24年10月31日に開催された第8回原子力規制委員会において、国、地方公共団体等が原子力災害対策を円滑に実施するために必要な技術的・専門的事項等を定めた原子力災害対策指針がとりまとめられたところであり、それを踏まえた具体的な検討が必要。
- 地域防災計画の策定作業は喫緊の課題であり、原子力災害対策指針において概ね30キロとされたUPZの決定、県域を越えた住民の方々の避難など、原子力立地及び周辺地域における調整が必要な多くの課題がある。
- このようなことから、UPZに含まれる地域は、複数の道府県の一部を含む場合も想定されるため、国が積極的・主体的に関与し、区域内での対策の整合を図り、複数の道府県間の調整等を行うことが必要。

【対象地域(5箇所:発電所から30km圏内に複数の道府県が存在)】

- (1) 福井県内の各原発(福井県、滋賀県、京都府、岐阜県)
  - 12月25日(火)16:30-18:00(場所:原子力規制庁)(関西広域連合はオブザーバー参加)
- (2) 玄海原発(佐賀県、長崎県、福岡県)
  - 12月21日(金)15:00-16:30(場所:佐賀県庁)
- (3) 島根原発(島根県、鳥取県、関係市)
  - 12月27日に平成24年度第3回原子力防災連絡会議を開催予定(国はオブザーバー参加)
- (4) 志賀原発(石川県、富山県)
  - 2県の合同会議を開催(第1回11/8)し、2県が主体的に連携して地域防災計画を策定していくことを確認。(国はオブザーバー参加)
  - UPZを30kmとする方針で各県の防災部会で協議(石川11/16、富山11/20)。
- (5) 伊方原発(愛媛県、山口県)
  - 2県において、広域連絡担当者会議を開催(第1回11/26)し、広域的な地域防災に関する検討を開始。(国はオブザーバー参加)



## (2) 台風・積雪等との複合災害について

(2) 避難計画では、台風・積雪等との複合災害についても検討すべきではないか。

[参考]

- ・関西広域連合は、自然災害との複合災害は検討しないと回答 [2013. 11 月 12 日申し入れ回答]
- ・福井県の避難計画でも春・秋の昼間に事故が起こることしか想定せず

## (3) スクリーニングについて

追加質問 (3) スクリーニングについて詳細はいつ示されるのか。

## (4) 高速道路の避難路としての使用について

追加質問 (4) 福島原発事故の際、高速道路は緊急車専用の道路となって一般車の通行は認められなかった。各地の避難計画では高速道路を使用して避難する計画もある (例えば、福井県や関西広域連合は、福井から西へ避難する際の主たる避難路を舞鶴若狭自動車道としている)。避難路として高速道路を認めているということによいか。

## (5) PPAの策定について

(5) 「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域」(PPA) について、国の検討が進んでないため、地域防災計画はこの点について白紙状態になっている。PPAについての検討状況と、いつ案が策定されるのか。

### 資料 4-2 災害対策指針より PPA 関連の一部抜粋

#### ② 原子力災害対策重点区域の範囲 (37～38 頁)

(中略)

(ハ) プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域 (PPA: Plume Protection Planning Area) の検討

UPZ 外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZ の目安である 30 km の範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ 外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPA の具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

---

第6 今後、原子力規制委員会で検討を行うべき課題 (63～64 頁)

① 原子力災害事前対策の在り方

(中略)

・ ブルームの影響を考慮したP P Aの導入や実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域の範囲

④ 緊急被ばく医療の在り方

・ ブルーム通過時に対する防護措置としての安定ヨウ素剤の投与の判断基準の整備、屋内退避等の防護措置との併用の在り方等

---

(6) 乳幼児の飲食物摂取制限について

(6) 事故時の乳幼児の飲食物摂取制限の基準値について  
規制委員会の「原子力災害対策指針」では「表3 O I Lと防護措置について」(34 頁)で、飲食物摂取制限の基準値が定められているが、乳幼児の基準値がないのはなぜか。

[12 頁の資料 4-5 参照]

(7) 避難所の開設期間について

避難所の開設期間について、災害救助法では「災害発生の日から7日以内」となっているが、福島原発事故時は「運用の弾力化」として、政府は避難所開設期間を2ヵ月とした。しかし実際には2ヵ月を超えて避難所での生活が続いた。郡山市の「ビッグパレットふくしま」の避難所が閉鎖になったのは2011年8月31日であり、埼玉県加須市の旧騎西高校の避難所が閉鎖となったのは昨年12月27日である。

他方、関西広域連合は、災害救助法や福島原発事故時の政府の対応から、避難所開設期間を「目安として2ヵ月を上限」「あらかじめ2ヶ月まで避難所開設を許容する旨を示したものではない」とする案を今年1月10日に出している。

(a) 福島原発事故の実態から、避難所開設期間「2ヵ月を上限」は短すぎるのではないか。

(b) 「2ヵ月を上限」とするよう自治体に指導しているのか。

---

資料 4-3 避難所の開設期間は「目安として2ヶ月を上限」？ 国の指導か？

---

◇関西広域連合 「広域避難ガイド(素案)」19頁 2014.1.10

(3) 避難所の開設期間

- ・ 避難所の開設期間は、目安として2ヶ月を上限とする。
  - ・ 避難所の開設期間は、国の基準では「災害発生の日から7日以内」であり、7日以内の閉鎖が困難なときは、事前に厚生労働大臣へ協議し必要最小限度の期間を延長することができるとされている。上述の「目安として2ヶ月を上限」は、期間延長が必要な場合でも、一定の区切りとして2ヶ月を目安に避難所を閉鎖すべきである旨を示したもので、あらかじめ2ヶ月まで避難所開設を許容する旨を示したものではない。
-

---

◇「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」

厚生労働省社会・援護局総務課 2011年3月19日

2.（2）避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

避難所の開設期間、炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給については、一般基準では7日以内とされているが、災害救助法を適用した自治体との電話による協議の結果、2ヵ月までとすることに同意したので了知されたい。

---

### （8）広域避難に関する国の費用負担の具体化について

現在策定中の各地の広域避難計画は、具体的な内容が確定していない。自治体は、計画の具体化が進まない理由の一つとして、広域避難に関する、国の補償基準が決まっていないことをあげている。例えば、避難所として学校や体育館を提供した場合、学校側がそれら施設を使用できない期間中の補償について、国の基準が決まっておらず、問い合わせても「検討中」との回答が続いていると述べている（例えば、京都府や関西広域連合）。

（a）広域避難に関する国の費用負担、自治体への補償基準等は具体化しているのか。  
具体化していない場合は、その理由と、いつまでに具体化するのか目処を示すこと。

---

### 資料 4-4 避難受け入れの費用補償について国の基準は？

---

◇京都府への申し入れ時の府の回答 2013.12.5

府内（南方向）への避難に関しては、具体的な調整をしているところ。

とくに避難受け入れ先の小学校や体育館などに関して、市町と調整中だが、施設管理者側がその期間使用できないことに関する事業者の逸失利益をどのように補償するか、国に基準を問い合わせているが、「検討中」という回答しかない状態で、進められていない。いつ見解が出るかも全く分からない。方向性を出しているだけで、具体的にどこに避難するなどのマッチングができていない。

---

◇関西広域連合 「広域避難ガイド（素案）」20頁 2014.1.10

#### 5 費用負担

・ 広域避難の受け入れその他被災者支援に係る費用については、最終的に避難先府県・市町村の負担とならないことを原則とする。今後、国に対し、原子力事業者への求償方法の具体化や災害救助法の適用による国による費用負担のあり方の具体化を求める。

---

### ◇災害救助法 [費用の求償]

第35条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

◇福島原発事故時には、「弾力運用」によって、避難受け入れ先の自治体は福島県等に費用を求償し、国は自治体の財政力に応じで5～9割を国庫負担するとした（「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について（その4） 2011年3月29日 厚生労働省社会・援護局総務課長（社援総発0329第1号）」等）。しかし、東電への求償問題など多くの問題がある。

---

(9) 避難計画等、実効性のある原子力防災計画が策定されるまでは、再稼働は認められないという認識でいいか。

資料 4-5 飲食物摂取制限 乳幼児関連の基準値は、災害対策指針ではなくなった

－原子力災害対策指針 2013. 9. 5 (事故時)・暫定規制値 (福島原発事故時)・2012 年 4 月からの基準値の比較

核種	対象	災害対策指針 2013. 9. 5 (事故時)	暫定規制値 (福島原発 事故時)	2012 年 4 月 からの基準
放射性ヨウ素	飲料水・牛乳・乳製品	300	300	無し
	牛乳・乳製品 (乳児用調製粉乳等) ※1	無し	100※1	
	野菜類 (根菜、芋類を除く)	2000	2000	
	穀類・肉・卵・魚・その他	2000	無し	
放射性セシウム	飲料水	200	200	10
	牛乳	200	200	50
	乳製品	200	200	100
	乳児用製品	無し	無し	50
	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他	500	500	100
ウラン	乳幼児用食品	無し	20	無し
	飲料水・牛乳・乳製品	20	20	
	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	100	100	
プルトニウム及び 超ウラン元素のアルファ核種	乳幼児用食品	無し	1	無し
	飲料水・牛乳・乳製品	1	1	
	野菜類・穀類・肉・卵・魚・その他	10	10	

単位：Bq/kg

※1 暫定規制値 (福島原発事故時) では、「100Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること」となっている。

◇原子力災害対策指針 2013. 9. 5(事故時)と暫定規制値 (福島原発事故時) の違い

- ・「乳幼児用食品」のヨウ素・ウラン・プルトニウム基準は、暫定規制値にはあるが、災害対策指針には無い。
- ・「穀類・肉・卵・魚・その他」のヨウ素基準は、暫定規制値には無いが、災害対策指針にはある。
- ・「乳幼児製品」のセシウムの基準は、2012 年 4 月からの基準値にはあるが、災害対策指針には無い。

原子力災害対策指針 2013. 9. 5 (事故時) の飲食物摂取制限

[http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905\\_saitaishishin.pdf](http://www.nsr.go.jp/activity/bousai/data/130905_saitaishishin.pdf) (3 4 頁)

暫定規制値 (福島原発事故時・「放射能汚染された食品の取り扱いについて」2011. 3. 17)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001558e-img/2r9852000001559v.pdf> (2 頁)

2012 年 4 月からの基準値

[http://www.mhlw.go.jp/shinsai\\_jouhou/dl/leaflet\\_120329.pdf](http://www.mhlw.go.jp/shinsai_jouhou/dl/leaflet_120329.pdf)